

旧優生保護法裁判

～最高裁判決の問いかけ～

原告全面勝訴の判決が言い渡され、終結を迎えた5つの旧優性保護法裁判。最高裁大法廷は、旧優生保護法は憲法違反だとする初めての判断を示しました。強制不妊手術の被害に遭われた方は2万5千人にのぼると言われています。東京訴訟にて弁護団長を務めた関哉弁護士、原告のおひとりである北三郎さん（仮名）をお迎えし、様々な思いを語っていただきます。

関哉弁護士からのメッセージ

できるだけ多くの方にこの問題を知っていただき、社会にある、あるいはそれぞれにある優生思想と向き合っていただきたいと思います。



講師 **関哉 直人氏**
(ぜんち共済顧問弁護士)

岐阜県出身

2000年

名古屋大学法学部法律学科を修了

2001年～2023年3月まで

五百蔵洋一法律事務所執務

2023年4月

関哉法律事務所を開所

7月27日(土)

10:00～11:45

YouTube ライブ

【お申し込み方法】

URL または QR コードよりお申し込みください。

URL : <https://ws.formzu.net/dist/S87709150/>

参加無料！どなたでも
お申し込みいただけます。



【お問い合わせ】



ぜんち共済株式会社

ZENCHI

〒102-0073

東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

TEL: 03-6910-0850

<https://www.z-kyosai.com/>

seminar@z-kyosai.com